



2010年5月13日

各位

会社名 コナミ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上月 景正  
(コード番号 9766 東証一部)  
問合せ先  
代表取締役執行役員副社長 山口 憲明  
(TEL 03-5770-0573)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の 一部変更及び継続について

当社は、2007年6月28日開催の当社第35回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき、導入いたしました。現行プランにつきましては、2010年6月29日開催予定の当社第38回定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現行プランの導入後も、買収防衛策をめぐる近時の動向を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして現行プランについてさらなる検討を進めてまいりましたが、かかる検討の結果、本日開催の取締役会において、2010年6月29日開催予定の当社第38回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、下記の通り現行プランの一部を変更した上で継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします（変更後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランについては、独立委員会の承認を得ております。

#### 記

##### <現行プランからの変更点>

- ① 対抗措置の発動に際し、独立委員会の勧告、または、当社取締役会の判断により、株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることを明記いたしました。
- ② 対抗措置を発動する場合に、非適格者に金銭等の経済的な利益の交付は行わないことを明記いたしました。（なお、非適格者とは、本プランⅢ 3. (7)「対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）」(チ)に定義される者です。）
- ③ いわゆる株券電子化に伴う所要の修正、証券取引法の改正による金融商品取引法の施行に伴う所要の修正を行いました。
- ④ 法令の変更等の事由により一部変更を行うことが適切である場合には、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会の判断で所要の変更を行うことができることといたしました。
- ⑤ その他、読み易さを考慮した構成に変更いたしました。

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。

しかし、株式の大規模買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付けの内容等について検討し、また、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、後記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、当該企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為に対して、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### II. 企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主、投資家の皆様に長期的かつ継続して投資していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、後記1に記載する当社の企業理念及び企業価値の源泉を十分に踏まえた上で、後記2、3に記載する施策を実施してまいります。これらの取組みは、前記Iの基本方針の実現に資するものと考えております。

#### 1. 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

##### (1) 企業理念について

当社グループは、企業理念として、『『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す』ことを掲げ、「株主最重視の基本姿勢」及び「ステークホルダーとの良好な関係の維持と良き企業市民としての社会貢献」を経営の基本方針としており、当該経営の基本方針を具体化するため、「国際基準」、「公正な競争」、「高収益の追求」を経営の具体的な指針として、グループ経営資源の最適活用をより一層目指し、後記(2)の企業価値の源泉を継続的・安定的に成長・拡大していくことにより、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めます。

##### (2) 企業価値の源泉について

当社は、1969年に創業し、1973年にはアミューズメント機器の製造販売を開始しましたが、1980年代に入り家庭用ゲームソフトの制作へ業務を拡大させ、1997年にはゲーミング機器市場へ参入するなど、時代とともに進化し続ける「娯楽」の分野において、常に時代の波頭を捉え、新たな挑戦をしてまいりました。また2001年より、高齢社会の到来に備え、需要と関心の高まりが予想される「健康」の分野に参入し、健康サービス事業を展開してまいりました。

このように、当社はこれまでの40年間の歴史の中で、「娯楽」と「健康」の分野において企業価値の源泉を培ってまいりました。具体的には、「娯楽」の領域における、デジタルエンタテインメント企業のリーディングカンパニーとして培ってきました創造的な発想力や製造技術及び制作ノウハウであり、また、これにより蓄積されたコンテンツ資産であります。また、「健康」の領域においても、2010年3月時点で全国に327施設（直営施設211施設・受託施設116施設）の国内最大規模のスポーツクラブを運営するノウハウと、当社の制作ノウハウを活かしたオリジナルフィットネスマシンの開発・製造や、各種サプリメントなどを自社で企画・開発できるメーカー機能を有していることです。

当社は、「娯楽」と「健康」の分野における企業価値の源泉を、さらに成長・拡大していくよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

## 2. 中長期的な経営戦略に基づく取組みについて

当社は、自ら作り出す製品・サービスを「娯楽」「健康」の領域で最大化すべく、2006年3月31日に持株会社体制に移行し、経営と執行を明確に分離し、各事業におきましてユーザー変化にいち早く対応できる体制にすることで、企業価値向上に努めています。

デジタルエンタテインメント事業におきましては、ネットワーク環境の構築が進み、人々がデジタルコンテンツに触れる機会が増加する現在において、お客様のニーズを的確に捉え、これまで培ってきた制作ノウハウやコンテンツ資産を活用し、より創造性を発揮して、世界中の人々に心から楽しいと感じていただける商品・サービスを提供してまいります。また、成熟している国内ゲームソフト市場のみならず、市場規模が大きい欧米のゲームソフト市場においても、引き続き注力してまいります。海外の優秀なクリエイターの登用や海外の有力制作スタジオとの共同開発により、当社の強みであるゲーム本来のおもしろさである「ゲームデザイン」技術と、欧米制作スタジオが持つ「テクノロジーデザイン」技術を融合させることにより、当社独自のグローバルフランチャイズタイトルを新たに創出してまいります。さらに、現在は、家庭用、業務用、携帯電話、パソコン等の様々なプラットフォームにおいてオンライン環境が整い、ネットワークによる繋がりを重視した新しい遊び方が求められているため、ネットワーク機能が標準装備されたゲーム機や携帯電話、スマートフォン等へのダウンロード販売にも積極的に取り組んでまいります。

ゲーミング&システム事業は、北米・豪州・日本の各開発拠点の連携をさらに強化し、当社グループがエンタテインメント領域で培った技術とノウハウをゲーミング機器の製造とシステム開発に積極的に取り入れ、カジノのエンタテインメント性を華やかに演出する斬新で革新的なゲーミング機器を市場に向け提供してまいります。また、グローバル化するカジノ市場を見据えて、地域別戦略からグローバル戦略へ展開を図ってまいります。世界最大の市場である米国においては、カジノが解禁される州が今後も引き続き増加し、北米市場の規模は一層拡大すると見られ、当社グループのエンタテインメント性を活かした高品質な商品とサービスを安定的に提供することによりシェア拡大を図ってまいります。すでに営業基盤を確立した北米や豪州に加え、今後、カジノ市場の成長拡大が見込まれる中南米やアジア地域などの進出も積極化してまいります。

健康サービス事業においては、多様化するお客様のニーズを的確に捉え、新たなライフスタイルの提案による「コナミスポーツクラブ」の付加価値向上を目指してまいります。また、300を超える国内最大規模のスポーツクラブを運営しているという強みを最大限に活用し、施設プログラムの充実、健康管理のIT化、商品拡充等の相乗効果を生み出して、健康サービス事業を推進してまいります。高齢社会の到来と生活習慣病対策等を背景に、社会全体における健康意識はさらに高まっており、地域特性やお客様のニーズにあわせた施設展開・販売等や商品・サービスの拡大に努め、健康事業を取り巻く環境の変化に応じて、施設内外を問わずに健康維持・増進を支援するべく取組みを進めてまいります。

当社グループは、既存のデジタルエンタテインメント事業、ゲーミング&システム事業、健康サービス事業に加え、中長期的に成長が見込まれる新たな分野も視野に入れながら、最適な経営資源の投入を図ってまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、前記の企業理念と経営の基本方針を達成するためには、「開かれた経営」「透明な経営」の確保が不可欠であり、以下のとおり、経営管理体制の一層の強化及びその有効な実践と運営に努めております。

まず、当社のガバナンス体制についてですが、取締役7名中3名を社外取締役とするとともに、4名の監査役を全員社外監査役としております。さらに、取締役の任期を1年としております。このように、役員構成及び任期の設定という点において、コーポレート・ガバナンス強化の方針を具体的施策として実践しております。

また、当社は、2002年に厳格な上場基準を採用するニューヨーク証券取引所への上場を果たし、その後も、コーポレート・ガバナンスやディスクロージャーなどの規制強化を目的に設定された米国企業改革法（SOX法）に対応する内部統制の体制整備を行うことで、不正やミスを未然に防ぐ機能的な内部統制体制の強化を図っており、今後においても、グループ全体としてさらに強固な体制の構築に努めてまいります。

さらに、コーポレート・ガバナンス強化の一環としてのコンプライアンスにつきましても、取締役及び社員一人ひとりへの取組みとして、当社グループ全体で共有する「コナミグループ企業行動規範」及び「コナミグループ役員活動指針」を設定し、コンプライアンスの周知と認識の統一を図っております。また、企業不祥事を未然に防止すべく、内部通報制度を全社的に奨励すると同時に、通報者の保護についても徹底しております。

当社は、2000年に日本企業としては初めて、米国ネバダ州のゲーミング機器製造・販売ライセンスを取得し、2010年3月までに北米36州の同ライセンスを取得しております。当該ライセンスの取得に際しては、きわめて厳格な審査が行われますが、当社は、当該審査に合格しております。また、当該ライセンス取得後においても、法人のみならず、取締役個人をも対象に厳格なコンプライアンスが継続的に求められており、当社は、引き続き、厳格なコンプライアンスの維持に努めてまいります。

## III. 本プランの目的及び内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、前記Iに記載した基本方針に沿って、現行プランを改定した上で、導入するものです。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付提案に応じるか否かについては株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えておりますが、前記基本方針に記載したとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付けを抑止するとともに、大規模買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、株主の皆様が当該大規模買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

一方、2010年3月31日現在において、当社発行済株式（自己株式を除く）の約26%は、当社役員が関与する財団及び法人により保有されております。しかしながら、当社は株式公開会社であることから、当該財団及び法人の意思決定により、将来、当社株式が譲渡される可能性は否定できません。また当社グループが今後成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には、上記株主の持株比率が希釈化されることとなります。

これらの事由を鑑みると、当社の発行する株式の流動性は更に増し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあると考えております。

なお、現時点において、当社は、買収の具体的な提案を受けてはおりません。

## 2. 本プランの導入に係る手続・日程

現行プランを改定した上で、本プランを導入するにあたり、株主の皆様を適切に反映するため、2010年6月29日開催予定の当社第38回定時株主総会における決議により、本プランをご承認いただきます。

## 3. 本プランの内容

### <本プランの概要>

本プランの概要は、当社取締役会が、後記(1)「対象となる大規模買付行為」において定義される大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対し、①買付実行に先立ち、買付けの目的、方法及び内容、買付け価額の算定根拠等の大規模買付情報の提供を求め、②大規模買付行為の類型に応じ、60日間または90日間の買付行為評価期間(後記(3)「買付内容の評価検討」において定義されます。)において、大規模買付情報を十分に評価、検討し、③株主の皆様当社取締役会としての意見を公表し、また、代替案等の提示や大規模買付者との交渉も行い、これらの一定の評価、検討、交渉の後、大規模買付者は大規模買付を行うことができるものとするものです(以下、前記①から③を「大規模買付ルール」といいます。)

そして、当社取締役会は、④大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、大規模買付者にとって差別的行使条件が付された新株予約権の無償割当てなどの会社法その他法律及び当社定款にて定められている適切な措置を発動し、大規模買付者に対抗します。⑤大規模買付者が同ルールを遵守する場合には、原則として対抗措置は発動しませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、例外的に対抗措置を発動する場合があります。

当社は、本プランに従った対抗措置の発動の適否及び具体的な方法等について、取締役の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則(その概要は、別紙1「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。)に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会(独立委員会の委員は、別紙2「独立委員会の委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。)を設置し、その客観的な判断を経るものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の対抗措置発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

### (1) 対象となる大規模買付行為

本プランでは、以下の(a)または(b)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(以下「大規模買付行為」といいます。)がなされた場合を適用対象とします。ただし、予め当社取締役会が同意した買付けは含まないものとします。

(a)当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け等

(b)当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権の数(金融商品取引法第27条の

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。(b)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書並びにその金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## (2) 大規模買付情報の提供の要求

大規模買付者には、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内<sup>8</sup>に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報が大規模買付情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、必要に応じて独立委員会に諮問の上、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報は、株主の皆様のご判断のために必要と認められる場合には、適切と判断される時点で、その全部または一部を開示します。

大規模買付者が提供すべき大規模買付情報の項目の概要は以下のとおりであります。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び(ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該大規模買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)
- (b) 買付けの目的、方法及び内容(買付けの対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実現可能性を含みます。)
- (c) 買付けの価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容(そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)及びその算定根拠等を含みます。)
- (d) 買付けの資金の裏付け(買付けの資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- (f) 買付け後の当社及び当社グループの従業員、労働組合、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者に関する対応方針
- (g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項
- (i) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、意向表明書等の記載を含む、当社取締役会等への一切の情報提供、通知・連絡並びに交渉は、日本語においてなされるもののみ、正当なものとし、

## (3) 買付内容の評価検討

### (i) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の類型に応じ、次の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間(以下「買付行為評価期間」といいます。)

<sup>8</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を言います。本書において同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

として与えられるものとします。従って、大規模買付者は、買付行為評価期間が経過するまでは、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(a)対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合 60日間

(b)その他の大規模買付行為の場合 90日間

買付行為評価期間中、当社取締役会は、必要に応じ外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受け、提供された大規模買付情報を十分に評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(c)独立委員会による検討並びに当社取締役会への勧告

当社取締役会は、前記(i)の評価検討と併せて、大規模買付者から大規模買付情報の提供を受けた後、独立委員会に、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等及び対抗措置発動の是非等について諮問します。

独立委員会は、買付行為評価期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付の内容等を検討し、後記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づき、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。

独立委員会は、必要に応じ、買付内容等の検討、取締役会への勧告等に際し、外部専門家の助言を受けることができるものとします。また、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議等を求めた場合には、大規模買付者は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、買付行為評価期間満了時まで、対抗措置発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者の買付け等の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、買付行為評価期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を速やかに株主の皆様の開示します。

#### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（以下「発動事由その1」といいます。）、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(7)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

(ii)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合（以下「発動事由その2」といいます。）には、当社取締役会は、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(7)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的には、次のいずれかに該当する場合で、かつ、かかる大規模買

付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合とします。

大規模買付行為が次のいずれにも該当しないか、または、該当したとしてもかかる大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものと認められない場合には、当社は対抗措置を発動しません。

- (a) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求するような場合
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような場合
- (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用するような場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けるような場合
- (e) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付けである場合
- (f) 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付けである場合
- (g) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、従業員、顧客、取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付けである場合

#### (5) 当社取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、前記(4)の対応方針に従い、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。なお、対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前に監査役の過半数の同意を要するものとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、独立委員会の勧告の概要その他の事項について、情報開示を行います。ただし、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告をした場合、または、②前記(4)(ロ)で定める発動事由その2の該当性が問題となっている場合で、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するという当社の基本方針に則り、株主総会に諮ることが適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

#### (6) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から買付提案の判断の基礎になった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合、大規模買付行為が存しなくなった場合その他対抗措置の発動が相当ではないと判断した場合には、原則として、対抗措置の発動により生じる株主の皆様権利確定前に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。かかる対抗措置発動の停止等を行う場合に、株主及び投資家の皆様に与える影響については、後記V. 2をご参照ください。

#### (7) 対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）

本プランにおける、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、次のとおりであります。

(イ) 割当の対象となる株主及び新株予約権の数

新株予約権の無償割当てを行う時に当社取締役会が定める一定の日(以下「割当基準日」といいます。)における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権の無償割当てをします。

(ロ) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が定めます。

(ハ) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株以内で当社取締役会が定める数とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(ニ) 割当てする新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当基準日における当社の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)を上限として当社取締役会が定める数とします。

(ホ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。

(ヘ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ト) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で定める期間とします。

(チ) 新株予約権の行使条件

次の(a)ないし(d)に掲げる者(以下「非適格者」といいます。)は、原則として新株予約権を行使できないものとします。

(a) 大規模買付者

(b) 大規模買付者の共同保有者

(c) 大規模買付者の特別関係者

(d) 上記(a)から(c)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。)また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として、新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、後記(リ)のとおり、当社による株式を対価とする取得の対象となります。)

(リ) 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権につき、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の取得条件を付けることがあります。かかる場合においては、当該取得がなされた日より後に、新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、非適格者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

#### 4. 本プランの有効期間及び変更・廃止

本プランは、2010年6月29日開催予定の当社第38回定時株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただけた場合にのみ、効力を生じます。同総会でご承認いただけた場合は、本プランの有効期間は、同総会終結の時から2013年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの3年間とします。ただし、本プランは、有効期間内であっても、独立委員会の勧告または当社取締役会自身の判断により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間内であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更・廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び内容（修正・変更の場合）その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

#### IV. 本取組みが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (1) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置します。独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルールの遵守状況の確認、買付内容等の検討及び対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。

##### (2) 株主意思を尊重するものであること

本プランは、株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを導入いたします。また本プランの定時株主総会におけるご承認の後も、本プランには有効期限を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であるほか、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することができることとしています。

##### (3) 外部専門家の助言

当社取締役会、監査役及び独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができますものとします。

##### (4) 合理的な客観的条件の設定

本プランにおける対抗措置は、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにしており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

##### (5) 買収防衛策に関する指針の要件等を充足していること

本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・

株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示、株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、かつ、平成20年6月30日付企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえております。

また、本プランは、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものです。

#### (6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役によって構成される取締役会により、廃止することができるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## V. 株主及び投資家の皆様に与える影響

### 1. 本プラン導入時に与える影響

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

この点、大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、前記Ⅲ. 3. (4)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### 2. 新株予約権の無償割当て時及び行使時に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、当該決議において割当基準日を定め、これを公告いたします。この場合、割当基準日における当社の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他、後記3「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(1)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、後記3「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換に当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じる

ことを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### **3. 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続**

#### **(1) 新株予約権の行使手続**

当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式といたします。）その他新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、これら必要書類を提出いただいた上、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、1株以下で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

#### **(2) 当社による新株予約権の取得手続**

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換に当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、株主の皆様においては、金銭の払込みを含む前記(1)に記載の新株予約権の行使手続は不要ですが、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 独立委員会規則の概要

## 1. 構成

- (1) 独立委員会は、企業経営についての高度の見識または高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として3名以上とします。
- (2) 独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

## 2. 任期

独立委員会の委員の任期は、原則として選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないものとします。任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役または当社社外監査役であった委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合には、独立委員会の委員としての任期も同様に終了するものとします。

## 3. 権限及び責任

- (1) 独立委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議しその決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。
  - ① 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
  - ② 本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断
  - ③ 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断
  - ④ 買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断
  - ⑤ 対抗措置の発動の要否
  - ⑥ 対抗措置の中止等の要否
  - ⑦ 対抗措置発動の実施に際しての株主総会の承認の要否
  - ⑧ 本プランの廃止または変更の要否
- (2) 独立委員会は、上記の事項に加え、取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載される事項等を行うことができます。
  - ① 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
  - ③ 大規模買付者との交渉・協議
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討
- (3) 独立委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう求めることができます。また、独立委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができます。
- (4) 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
- (5) 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができます。
- (6) 独立委員会は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己または経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
- (7) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。

## 4. 決議

独立委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

以上

別紙2

独立委員会の委員の氏名・略歴

五代 友和（ごだい ともかず） 1939年10月6日生

1975年6月 摩耶商事株式会社（現株式会社マヤテック） 代表取締役社長

1992年5月 当社社外取締役（現任）

2006年6月 株式会社マヤテック代表取締役会長（現任）

2009年6月 株式会社ハドソン社外取締役（現任）

水野 博之（みずの ひろゆき） 1929年4月20日生

1990年6月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社） 副社長

1994年8月 スタンフォード大学顧問教授

1998年4月 広島県産業科学技術研究所所長（現任）

2001年6月 当社社外取締役（現任）

2002年6月 株式会社メガチップス社外取締役（現任）

大沼 昇（おおぬま のぼる） 1948年1月1日生

1970年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行

1998年4月 同行福岡支店長

1999年4月 同行理事

1999年6月 当社社外監査役（現任）

以上

## 別紙3

## 当社の大株主の状況

2010年3月31日現在

株主名	持株数	持株比率
財団法人上月スポーツ・教育財団	14,700 千株	11.01%
コウヅキホールディング	13,530	10.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,724	8.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	8,207	6.15
コウヅキキャピタル株式会社	7,036	5.27
株式会社三井住友銀行	4,135	3.10
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	3,790	2.84
JP モルガン証券株式会社	3,000	2.25
シービーエヌワイユーエムビーファンド	1,791	1.34
三菱 UFJ 証券株式会社	1,521	1.14

(注) 持株比率は自己株式(10,039千株)を控除して計算しております。

以上